

＝ 声明 ＝

「サッカーくじ」は スポーツ精神と相容れない

1994年6月4日
新日本スポーツ連盟

一、スポーツ議員連盟（日本共産党を排除）は、プロサッカー・Jリーグの試合を対象とした「スポーツ振興くじ＝サッカーくじ」法案の大綱を発表し、現在開会中の国会に議員立法として上程するとしています。新日本体育連盟（新体連）は、「サッカーくじ」は、文化としてのスポーツの発展にとっても、スポーツ振興のあり方からみても容認できない内容を持っており、その導入に強く反対するものです。

二、「サッカーくじ」の導入は、スポーツの精神と相容れず、文化としてのスポーツの発展をゆがめるものです。

スポーツは、自らの意志に基づく目標にチャレンジし、競技においては、相互に承認した対等・平等のルールのもとで能力を競い高め合い、それを通じてフェアプレイを育むことに文化的教育的な意義があります。他方、ギャンブルは、こうしたスポーツ精神や競技の原理とは異なり、自らの意志がおよぼぬ結果にたいして金品をかけるところに特徴があります。こうしたギャンブルの論理がスポーツの競技に持ち込まれると、競技の勝敗にのみに関心が集中し、これまで以上に「勝つためには手段を選ばず」の風潮をあおり、スポーツマンの自由な能力の発揮を妨げ、さらには、競技日程の固定化や八百長の防止を理由としたスポーツ団体への規制など、スポーツ本来のあり方をゆがめる新たな要因となることは明らかです。

昨年スタートしたJリーグは、「スポーツ文化としてのサッカーの振興」「フェアプレイ精神の尊重」を基本理念とするなど斬新な目標を掲げ、国民的な期待が高まっています。Jリーグのこうした理念を定着させ実現することは、わが国のスポーツの発展にとって意義のあることであり、スポーツを権利として確立するために活動している新体連は、その目標を実現しなければならないと考えています。しかし、このJリーグにギャンブルの論理を持ち込むことは、「スポーツ文化としてのサッカーの振興」という関係者の熱意に冷水をかけるもの以外のなにものでもありません。特に、Jリーグの人気を支えている中心が青少年層であるだけに、青少年のスポーツ観やプレイの実際におけるゆがみを助長するものといわねばなりません。青少年が人間として健やかに成長することに寄与し、フェアプレイと生きる勇気をはぐくむべきスポーツがゆがめられることを容認することはできません。

三、フェアプレイの発展を根本目標とするスポーツ振興の財源はギャンブルではなく、国のスポーツ予算の大幅な増額をはかることを基本とすべきです。

「サッカーくじ」の導入の目的は、「スポーツの振興」のための新たな財源を確保することとされています。しかし、スポーツ振興の財源を真剣に考えるなら、政府の

貧困なスポーツ予算にメスを入れることが必要です。政府の94年度予算案では、社会体育施設整備費補助金はわずか51億円で前年度に比べ13%も減少しており、スポーツ活動に不可欠な指導者制度は手つかずの状態です。また、選手強化やコーチ制度などは多額の費用を必要とし、各競技団体はその資金の確保に大変な苦労を強いられています。国のこの点での助成は過去三年間横ばいであり、1990年に創設されたスポーツ振興基金からの助成額は、バブル経済の崩壊などからその運用益が減少し、この三年間で5億円も目減りしています。こうしたことから競技力向上の予算は実質的に減少しています。国民のスポーツを行う条件が貧困であることも、競技力向上に努力している各競技団体の困難も、「民活路線」にもとづく政府の貧困なスポーツ予算に根本があることは明白です。今回の「サッカーくじ」はこうした政府の貧困なスポーツ予算を固定化し、国の本来の責任を放棄することにつながるものが危惧されます。しかも「大綱」によれば、収益金の約25%は国庫納付金にあてることになっており、国民にギャンブルを押しつけ、新たな財政負担をもたらす危険性をはらんでいます。そのために、「スポーツ振興」という名目についても疑義が出されているのも当然のことであり、スポーツ関係者の真意にそむくようなものです。

「スポーツ振興のための財源を」という場合、そもそもスポーツ振興の意義は何かを明確にすることと財源のあり方は不可分です。ユネスコの体育・スポーツ国際憲章は、「すべて人間は、人格の全面的発達にとって不可欠な体育・スポーツに親しむ基本的権利をもっている」「(体育・スポーツは)社会的レベルでは、それは社会関係を豊かにし、スポーツだけではなく社会生活にとって欠くことのできないフェアプレイを発達させる」とスポーツ振興の意義を明確にしています。したがって、憲章は、スポーツ振興の財源について、「公的機関は、・・・法令や規則を実施し、物的援助を提供し」「これらの活動を促進する財政措置を保障するものである」としているのです。こうしたことから、スポーツを国民の基本的な権利として確立する方向で、国のスポーツ予算の大幅な増額をはかることこそわが国のスポーツの発展の大道でなければなりません。にもかかわらず、青少年の人格の完成をめざした教育を所管し文化としてのスポーツを振興する文部省がギャンブルを推進しようとしていることは、貧困なスポーツ予算を棚上げした責任のがれであるばかりでなく、スポーツ振興の大道から大きくはずれたものであり、二重三重に許されないことです。

四、新日本体育連盟は、わが国のスポーツを価値ある文化として発展させるために、それをゆがめるあらわれとたたかう立場から、「サッカーくじ」の導入がもたらす危険性を広く訴えるものです。同時に、貧困な国のスポーツ予算のもとでスポーツ活動が著しく制約されているスポーツ団体として、また、スポーツ振興の一端を担うスポーツ団体として、こうした事態を打開するために政府のスポーツ予算の大幅な増額を実現する課題にもとづくスポーツ関係者、国民各層の人々との共同の運動を発展させるためにこれまで以上に奮闘する決意です。